

未熟児養育医療の申請手続き

下記の状態がある赤ちゃんを対象に、医療費を助成する制度で、乳幼児医療との併用が出来ます。
利用を希望される方は、主治医へご相談ください。

- ・ 出生体重2000g以下
- ・ 生活力が特に薄弱で、一般状態、呼吸状態、消化器系に異常のあるものや黄疸症状のもの

【手続きの流れ】

- ① 住所地の保健所（富士健康福祉センター 総合庁舎1階 福祉課 65-2205）へ申請（※）に行く。
- ② 承認後、養育医療券の送付あり。（約1ヵ月後）
- ③ 中央病院の会計窓口②③へ提示。
- ④ 養育医療券の送付後2～3ヵ月後に、自己負担額が決定し、県から「納入通知書兼領収書」が郵送されるので、振り込みをする。
- ⑤ 市役所へ行き、子ども医療費助成制度の手続きをおこなう。

☆ 医療券が届く前に退院となった場合…

保険外の費用（おむつ、リネン代など）は支払いを済ませる。

保険対象部分は医療券が届いてからの清算でよい。

【※申請に必要なもの】

- 医師の意見書（県ごとに意見書の用紙が違うので、住所地が県外の場合は取り寄せが必要です。）
- 保険証（子どもの名前が入ったもの。まだならば手続き中である証明）
- 印鑑
- 納税額を証明する書類
 - ・ 医療を受ける子どもと生計を同一にする扶養義務者 全員 の証明。
両親、祖父母、兄弟など。年金受給の場合は1年間の受給額が示してあるハガキを持っていく。
 - ・ お勤めの方は 源泉徴収票（原本） 申請時が1～5月の場合は前々年のもの
…会社で発行 申請時が6～12月の場合は前年のもの
 - ・ 自営の方は ①納税証明書（その1） 申請時が1～5月の場合は前々年のもの。
②確定申告書の控（第1表と第2表） 申請時が6～12月の場合は前年のもの
…税務署で発行
 - ・ 納税額がゼロの場合は 市町民税証明書 申請時が1～5月の場合は前年のもの
…市役所納税課で発行 申請時が6～12月の場合は今年のもの
 - ・ 生活保護を受けている方は生活保護受給証明書
…市役所福祉総務課で発行

子ども医療費助成制度について

養育医療の申請をして、お支払いになった自己負担金は、市役所に申請することで、全額償還払いされます。
手続きは1年分まとめてもできます。(診療日から数えて1年以内であれば可能です。)

申請窓口

富士市	子育て支援課 子ども医療担当	0545-55-2738
富士宮市	子ども未来課	0544-22-1146
芝川町	健康福祉課 児童係	0544-65-2805

申請に必要なもの

- 県から発行された自己負担額の決定通知書
- 自己負担額を県へ振り込んだ際の領収書
- こども医療費助成の受給者証
- 保護者名義の貯金通帳（郵便局は除く）
- 保険証
- 印鑑

* 2つの制度（養育医療と子ども医療費助成）を申請することで、自己負担はなくなりますが、保険診療外のおむつ代・リネン代などは制度の対象とならないため、病院窓口でお支払いください。

地域連携室では

もっと詳しく制度のことが知りたい、療養生活に不安がある等の相談をお受けしています。
医療ソーシャルワーカーがお話を伺っています。
面接予約は、随時受け付けています。
相談を希望される方は、直接ご連絡いただくか、ナースセンターへお尋ねください。

富士市立中央病院 地域連携室 医療ソーシャルワーカー 江村・佐藤・川江
52-1131 内線 2971・2918